指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : アイサワ工業株式会社

業者の住所 : 岡山県岡山市北区表町1-5-1

2 指名停止の期間 : 令和4年6月9日~令和4年8月8日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者の使用人は、防衛省近畿中部防衛局発注の建設工事において、当該防衛局の職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月10日、公契約関係競売入札妨害容疑で愛知県警に逮捕された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

	措	置	要	件	期間及び措置対象地区
1~7 省略					省略
し、一般役員る。)が公契約	関の役職 等又は他 関係競売 ないで公	裁員が締結 吏用人(使 を等妨害又	用人には	負契約に係る工事に関 おいては発生地区に限 り容疑により逮捕され、 き。(第 12 号に掲げる	日から発生地区を対象 として 2 か月以上 12
9~16 省略					省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)